

様式第1号(第6条関係)

加古川市立 東加古川 公民館使用許可兼使用料減免申請書

加古川市教育委員会 様

第 号  
年 月 日

申請団体名

公民館の(使用許可・使用料の減免)を受けたいので、条例及び規則を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

Table with columns for Use Purpose, Entry Fee, No., Use Date, Room Name, Use Time, Number of People, and Usage Fee. Includes a summary row for discounts and total usage fees.

※欄は記入しないでください。

Table for Representative Information: Representative Address, Name, and Responsible Person.

Table for Receipt Information: Librarian, Review, and Receipt.

様式第2号(第7条関係)

加古川市立 東加古川 公民館使用許可書兼領収書

様

第 号  
年 月 日

申請のあった公民館の使用については、次のとおり許可する。

加古川市教育委員会

Table for Usage Confirmation and Receipt, similar to the first table but with pre-filled zeros for usage fees and a summary row.

許可条件
・裏面の使用不許可事由に該当する行為を行わないこと。
・裏面の使用者が遵守すべき事項を遵守すること。

使用料として、上記記載の金額を領収しました。

年 月 日

加古川市立公民館長

## 加古川市立公民館使用の注意事項

### 1. 次の事項に該当する場合は使用を許可しません。(使用不許可事由)

- (1) 社会教育法第23条の規定に該当するとき。
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 公民館の施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があるとき。

### 2. 使用者は次の事項を守ってください。(使用者が遵守すべき事項)

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、公民館内に張紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 入館した者に規則第13条各号に掲げる事項を守らせること。
- (8) 使用が終わったときは、直ちに施設又は設備を原状に復すこと。
- (9) 施設又は設備を破損、又は滅失したときは、直ちに届け出ること。
- (10) 公民館の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (11) その他公民館職員の指示に従うこと。

### 3. その他

- (1) 条例第6条第3項各号のいずれかに該当する理由が生じたときや、条例に違反するとき、条例に基づく指示に従わないとき、使用許可の際に付した条件を守らないとき、その他教育委員会において特に必要があると認めるときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。
- (2) 公民館職員が公民館の管理の必要上、使用場所への立入りを行うことがあります。